

年金受給者が所在不明になったときには届け出が必要です

高齢化に伴い、年金を受給している高齢者が所在不明となるケースが増えています。年金受給者の所在が1カ月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員は、日本年金機構へ所在不明の届け出を行う必要がありますので、ご相談ください。

関国保年金課

☎ 0176-51-6753

八戸年金事務所

☎ 0178-44-1742



▲詳しくはこちらから

「小さな親切」運動 官庁街通りクリーン作戦

観光客も多く訪れる官庁街通りをきれいにし、地域の魅力を上げるため清掃奉仕活動を実施します。
とき 10月4日(土) 午前8時～9時
(午前7時45分 受け付け開始)

集合場所 商工会館駐車場前

清掃区域 十和田警察署中央交番から県十和田合同庁舎までのベンチ、灯籠、案内板など

持ち物 軍手、雑巾、バケツ(可能な人)

※小雨決行、雨天中止

※事前申し込み不要(当日受け付け)

関「小さな親切」運動十和田支部・柴田 ☎ 090-7932-5922

はちのへ若者サポートステーション無料出張相談

身近に就労年齢に達していながら働いていない人はいませんか。

はちのへ若者サポートステーションでは、15歳から49歳の人の就労を支援します。

とき 10月7日、11月11日、12月9日、令和8年1月13日、2月10日、3月10日(いずれも火曜日)
午後2時～4時

ところ 南コミュニティセンター
※事前にご予約ください。

関はちのへ若者サポートステーション ☎ 0178-51-8582

忘れずに受けよう！がん検診 ～10月は「がん検診受診率向上月間」です～

関健康増進課 ☎ 0176-51-6790

がんは、日本人の2人に1人が一生のうちにかかるといわれるほど身近な病気です。異常を感じてからでは手遅れになることも多く、早期発見のためには「がん検診」が最も有効ですが、市のがん検診受診率(令和6年度)は約30%と低くなっています。

自身のために、大切な人のために、ぜひがん検診を受診しましょう。

検診名	対象年齢	受診頻度
胃がん・肺がん・大腸がん	40歳～	年1回
乳がん		2年に1回
子宮頸がん	20歳～	



▲詳しくはこちらから

▶国民健康保険に加入している人は無料で受けられます。

▶年齢によって無料になるがん検診もあります。

▶集団方式(11月まで)と個別方式がありますので、受けやすい方法でお申し込みください。

定例労働相談会

労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

とき・ところ ▶10月19日(日)
午前10時～正午

ユートリー(八戸市一番町1-9-22)

▶10月26日(日) 午前10時～正午、11月4日(火) 午後1時30分～3時30分

青森県労働委員会(青森市新町2-2-11 東奥日報新町ビル4階)

関青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832 FAX 017-734-8311

十和田湖^{うらないば}占場湖底遺跡調査報告会

十和田湖・占場の歴史解明のため実施した水中考古学調査の成果を報告します。

とき 11月1日(土) 午後2時
(午後1時30分開場)

ところ 東コミュニティセンター
発表者 弘前大学人文社会科学部 関根 達人 教授、東海大学人文学部 木村 淳 准教授

定員 150名

申し込み方法 電子申請システムまたは電話でお申し込みください。

申込期間 10月6日(月)～29日(水)

関スポーツ・生涯学習課

☎ 0176-58-0196



申し込みはこちらから▶

個人で浄化槽を設置している皆さん 浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きで、台所や風呂、洗濯などの生活排水やトイレの排水を浄化する装置です。正しく維持管理をしないと処理能力が低下し本来の機能が発揮できず、悪臭がしたり、汚物が流出するなど生活環境を悪化させる原因となります。

そのため、浄化槽の維持管理は、次の3点が法律で義務付けられています。

①保守点検 浄化槽の修理、調整・点検(年に3～4回)

②清掃 浄化槽内部の汚泥の引き出しや装置の洗浄など(年1回以上)

③法定検査 浄化機能が十分に発揮されているか確認するための水質検査(使用開始時に1回、その後年1回)

また、浄化槽の使用を開始したときや、使用を休止または廃止(撤去)したとき、管理者が変更になったときなどには、県への報告・届け出が必要です。

浄化槽の適正な維持管理と使用をお願いします。

関【清掃】まちづくり支援課

☎ 0176-51-6726

【保守点検、届け出など】八戸環境管理事務所 ☎ 0178-27-5111(代表)

【法定検査】(一社)県浄化槽検査センター ☎ 017-726-9500